

陽成天皇の在位は貞觀十八年（八七六）十一月二十九日から元慶八年（八八四）二月四日まで七年余。年齢にして九歳から十七歳までである。崩御は天暦三年（九四九）九月一十九日、八十二歳、村上天皇の御代であった。

従つてその生涯のほとんどを上皇として過ごしたことになる。所生の皇子女はすべて退位後の出生と考えられている（詳細は後述）。『本朝皇胤紹運録』に記載される陽成天皇の皇子女を示す（1）。

皇子女名	生母	誕生
元良親王	主殿頭藤原遠長女	八九〇年
元平親王	同	
元長親王	妓子女王	九〇一年
元利親王	同	
長子内親王	同	

『公卿補任』「元慶天皇第一皇子」とある源清蔭は元慶八年（八八四）生まれである（2）。源清蔭が天皇の第一子であること、また『皇代記』に「皆此脱履之後降誕云々」とあることから、すべて退位後の出生と考えられる（3）。このほか出生の年がわかるには元良、元長の二親王で、元良親王が寛平二年（八九〇）（4）、元長親王が延喜元年（九〇一）（5）である。

さて、長子内親王と儀子内親王の生母妓子女王は『本朝皇胤紹運録』『尊卑文脈』には「姉子」「妹子」（6）、『帝王編年記』に「好子」（7）、『西宮記』（8）では「妓シ」と振られていること、また文字に乱れが生ずるのは、あまり使われない漢字であつた可能性が高いためではないかと考えられるため、本稿では「妓子女王」を使用する。

さて長子、儀子両内親王と同母である元長親王は、『尊卑分脈』に「母王氏從三位姉子女王」との傍書がある。妓子女王は『西宮記』「正月中、八日給女王錄」に延長二年正月九日正四位下妓子女王授從三位此女王自陽成院被申停男女御給爵令叙三位右大臣云三位此貴階也停御給有是叙恐成後例云云上皇御旨懇切故有授之

と記され、延長二年（九二四）に陽成上皇の申し出により、御給の停止と引き替えにして、從三位に叙せられた。『西宮記』にこのことが前例となることを恐れるが、上皇のたつての願いであるために授けたと書かれるよう異例の処置であった。妓子女王は系譜にのる陽成上皇の子女のうち、最も多い四名もの子を儲けていることと合わせて、陽成上皇の寵愛が深かつたことは確かである。しかしながら妓子女王の出自は王氏である以外はほとんどわかつてない。『平安時代史事典』資料編の「日本古代後宮表」（一一六頁）には「父、是忠親王か」とある。『尊卑分脈』は光孝天皇男是忠親王の系譜に一人娘を乗せるが、その傍書に「或陽成天皇孫」「娘」「元平親王女」とあって、陽成上皇との関わりがある記述がある。この女子が妓子女王かとも疑われる場合もあるようだが、本稿はとらない。この注記はおそらくこの女子が

陽成上皇の孫である、または娘、或いは元平親王女である

ということであるという意と解すのが妥当と考える

ためである。頭注には「女子、或與上文陽成源氏元平親

王女同人」と書かれ、『尊卑分脈』元平親王の娘として

記されている「女子」と同一人物かとする。『尊卑分脈』

元平親王の娘には「後撰集作者」「娘」「哥人」との傍書

がある。したがつて元平親王の娘がなんらかの錯誤では

忠親王の娘として重複して記載されたか、あるいは元平

親王の娘が、是忠親王の養女となつたなどの可能性

は考えられるものの、嫁子女王には繋がらないであろう。

また是忠親王女であれば、種々の史料にそれが記されないのも不審である。嫁子女王は『尊卑分脈』元長親王の

欄に「母王氏從三位姉子女王」と、単に「王氏」とのみ

記されている。また山下道代氏が醍醐天皇即位時に褰帳

を嫁子女王がつとめていることを指摘される『天祚礼記

職掌録』(10)には単に「嫁子女王」と名前のみを記

してある(11)。『天祚礼記職掌録』は宇多天皇から後

花園天皇までの天皇即位時の記録を記したものである

が、その書き方をみると宇多天皇の褰帳欄は空欄、朱雀

天皇即位時の褰帳は「左妍子女王 故兵部卿兼明親王女、

右明子女王 兵部卿元良親王女」とある。嫁子女王には

父の名がないということからいつて单なる「王氏」であ

つて、あえて「親王女」と考えなくてよいであろう。令

制では二世以下五世以上の皇胤を賜姓されない限り王

氏と称すると定める。

山下氏は褰帳は未婚の女性がつとめるものであること

から、陽成上皇に配されたのはその後とされる。以下

は単なる推測であるが、醍醐天皇即位礼に際して、その

には、醍醐天皇六女、詔子内親王が陽成上皇男、源清蔭

に配されたとある。史料の記事に搖れがみられるものの、

光孝系の天皇が陽成上皇との婚姻を介した繋がりを望

んでいたことは明らかである。

光孝系の歴代の天皇は陽成上皇およびその息子たち

に多く自らの内親王を入れている。百人一首で名高い陽

成天皇御製の和歌は光孝天皇女綏子内親王に贈つたと

されるものである(12)。

表記にやや問題があるので、『一代要記』『帝王編年記』は綏子内親王が陽成のものに配されたことを記している。綏子内親王は陽成上皇四十賀を催しており、上皇の正妃であった。しかしながら上皇との間に子がないまま綏子内親王は延喜三年(903)に薨去した。嫁子女王が元長親王を生んだ二年後のことである。

また『一代要記』には醍醐天皇、宇多天皇の皇女が陽成上皇の長子、元長親王に配されていることがみえる。『尊卑分脈』には陽成天皇男元良親王の子が七名記載さ

釣殿の皇女につかはしける
筑波嶺の峰より落つるみな河恋ぞつもりて
淵となりける

さて嫁子女王所生の子どもたちの中で、唯一誕生年が判明している元長親王は延喜元年(901)の生まれである。弟である元利親王は当然その後であるが、女である長子、儀子内親王はあるいは姉である可能性も残る。

したがつて両内親王の誕生は、醍醐天皇即位の翌年、寛平十年(898)以降となる。

長子内親王は『日本紀略』に「陽成院第一皇女」と記され、延喜二十二年(922)十一月四日に薨去。無品であった。儀子内親王はやはり『日本紀略』に「陽成院第二皇女」と記され、延長八年(930)三月九日に薨去、同じく無品である。なお、『日本紀略』には儀子内親王薨去の記事を「延喜八年」と「延長八年」に重複し

て載せるが、頭注に『扶桑略記』裡書に「延長八年」とする」ことをあげて衍としている。

長子・儀子両内親王の史料に記載される事柄はこれですべてである。両内親王が生まれたときすでに父帝は上皇として十六年ほど経ており、退位の経緯がどうあれ、帝位は宇多を経て醍醐と代を重ねていた。陽成の外伯父藤原基經は寛平三年（八九一）に没しており、角田文衛氏や瀧浪高子氏等が陽成退位の大きな要因と推測される陽成生母、藤原高子は寛平八年（八九六）九月二十二日に廃后となり、そのまま延喜十年（九一〇）に薨去した（一四）。長子・儀子内親王が十代の頃となる。高子薨去時陽成上皇は四十三歳であったが、もはや皇位が戻る可能性はほとんどなくなっていたと考えてよいであろう。

長子内親王は延喜二十二年（九一二）に亡くなつた。まだ二十代前半、二十五歳を越えてはいなかつたことになる。生母妓子女王が陽成上皇の御給と引き替えに従三位となる二年前であるから、娘に先立たれた妓子女王の嘆きはいかほどのものであつたことであろう。あるいは

はこの叙位は陽成上皇が妓子女王を慰めるためのものであつたかも知れない。妹の儀子内親王は長子内親王が亡くなつた八年後に没した。妓子女王の生存は不明である。

陽成上皇は天暦三年（九四九）に八十二歳で崩御し、両内親王の同母兄弟である元長親王は貞元元年（九七六）に七十六歳で薨去、元利親王は兄より先に康保元年（九六四）に亡くなつた。兄妹の中でもつとも長生きした元長親王が亡くなつたときは、宇多・醍醐・朱雀・村上・冷泉を経て円融天皇の御代であつた。

結局、長子・儀子両内親王は、生存中は父陽成上皇の庇護のもとにあり、生母は陽成上皇の寵姫、同母兄弟も健在であった。光孝系の天皇の治世、陽成上皇およびその子弟はその身分に応じて丁重に遇されていたことは史料に散見される。例を挙げれば、光孝皇女綏子内親王は正妃として陽成上皇四十賀を奉り、醍醐天皇と陽成上皇が南殿において、共に馬を見る儀式に臨むこともあつた（一五）。異例のこととされながら、上皇の御給と引き替えに妓子女王に従三位が許されたことも醍醐天皇

側が上皇の意志を尊重したからこそである。陽成上皇の内親王が薨去の記事のみであること、両内親王が相応の扱いを受けたことのあらわれであろう。

（一 文字 昭子）

（1）『本朝胤紹運録』（群書類從）卷第六十所収

（2）『公卿補任』（国史大系所収）延長三年条

（3）『皇代記』（群書類從）第二輯「帝王部」「源清遠」の箇所に割注で記載がある。

（4）元良親王は『尊卑分脈』（国史大系所収）に「天慶六七廿六薨（五十四歳頓死）」とある。『勅撰作者部類』（八代集全注）にも同様の記述あり。数え年として、逆算すると寛平二年（八九〇）生まれとなる。源清蔭は『公卿補任』（国史大系所収）によれば、延長三年参議に任命られたとき、四十二歳、天暦四年に薨去したとき六十歳であり、元慶八年生まれとなる。

二人。充[□]御帳之職。因而賜爵。他皆效此。」とある。

（5）元長親王は『尊卑分脈』（国史大系所収）に天延四年（九七六）九月と十日に七十六歳で薨去したことが記されている。

（6）『尊卑分脈』卷三（国史大系所収）の元長親王の箇所に「母王氏従三位姉子女王」とあり、元利親王の箇所に「母同元長」とあって、その頭注をみると、国史大系が参照した諸本の内に「妹子女王」とするものがあるとする。

（7）『帝王編年記』（国史大系所収）「陽成天皇」項。元長親王の箇所に「母子女王従三位好子三品式部卿天延四年九月薨」とある。長子内親王には「母同元長无品」、儀子内親王「母同上无品」と記載。

（8）『西宮記』早稲田大学古典籍総合データベースより、請求記号イ04 02478 0034にて確認。

（9）『三代実録』天安二年（八五八）十一月十一日条「十一日戊辰。无位坂子女王。重子女王並授從四位下。是[□]御帳之女王也。凡天皇即位之日。擇王氏女有容儀者

(10)『天祚礼記職掌錄』(京都大学附属図書館平松文庫蔵) 画像データにて確認。

(11) 山下道代『陽成院』六十頁

(12) 初出『後撰和歌集』卷十一第七七七番歌。

(13)『尊卑分脈』佐頼王の傍書は「母延喜第八内親王〔修子〕」、源佐藝の傍書には「母宇多第七内親王海子」とある。

(14) 角田文衛「陽成天皇の退位」(『王朝の映像』一九七〇年刊・東京堂出版)。瀧浪貞子「陽成天皇廃位の眞相—摂政と上皇・国母—」(『平安京とその時代』(二〇〇九(平成二)年・思文閣出版))。そのほか、山中裕『平安人物志』など。各氏、高子の影響のあり方にについてはそれぞれであるが、高子の存在が陽成の退位の大いな要因であろうとされる。

(15)『日本紀略』延喜七年十一月十一日条「同日、釣殿宮内親王、奉賀陽成院四十御算、嘗佛像經王等」『扶桑略記』延喜八年五月七日「午一刻、御南殿、覽陽成院及大臣已下參議以上馬」

●史料 文頭の数字は西暦

【長子内親王】母、嫁子女王(出自不明)／同母兄妹、元長親王・元利親王・儀子内親王／最終位、無品

922『日本紀略』延喜一十二年十一月四日条
十一月四日庚辰。无品長子内親王薨。(陽成院第一皇女)

*『尊卑分脈』元慶陽成

長子内親王〈母同元長王〉〈無品〉※元長親王〈母王氏〉從三位姉子女王、天延四十九薨(七十六歳)

*『本朝胤紹運錄』陽成天皇

長子内親王(无品。母同元長)※元長親王(一品式部卿。母姉子女王)

*『帝王編年記』陽成天皇の項・皇女の欄

長子内親王〈母同元長〉〈無品〉

*『一代要記』(改定史籍集覽所収) 陽成天皇の項

※皇女の記載はなし

*『皇代記』陽成天皇の項・皇女の欄
長子内親王(無品)

*『本朝胤紹運錄』
儀子内親王(母同上)〈無品〉※長子内親王の次に記載。
【儀子内親王】母、嫁子女王(出自不明)／同母兄妹、元長親王・元利親王・長子内親王／最終位、無品

*『帝王編年記』

儀子内親王〈母同上〉〈無品〉※長子内親王の次に記載。
*『扶桑略記』陽成天皇の項・皇女の欄

※皇女の記載なし

*『日本紀略』延喜八年三月条

三月「九日陽成院第二皇女儀子内親王薨」頭注に「儀子薨在延長八年二月九日下文及略記裡書國史後抄可證此衍」とあり。

*『扶桑略記』廿四裡書、延長八年三月九日条

同九日。无品儀子内親王薨。

*『日本紀略』延長八年三月九日条

九日。無品儀子内親王薨(陽成・第一皇女)

*『尊卑分脈』元慶陽成
儀子内親王(母同元長王)(無品)